

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 製品標識

日本の企業にとっては、日本製製品の中国販売事業とともに、中国で製造された製品を日本企業のブランドや販売手法を利用してどのように中国市場で販売していくのか、更に当該製品の製造及び販売において中国の企業とどのような協働関係、提携関係を構築していくのかが、現在の、及び今後の重要な課題となることが予想されます。今回は、上記の観点から、中国で販売する製品の標識・表示に関する法規制を取り上げます。

Q: 当社(A社)は、自社ブランドのアパレル製品の製造・販売事業に従事しています。いくつかの中国の縫製工場と従前より取引があり、当社は、これらの工場に当社規格・仕様のアパレル製品の製造を委託し、製品を買い上げて日本国内及び欧米向けに販売してきました。当社の製品を中国でテスト販売したところ、まずまずの結果であったため、当社は、中国での当社ブランド製品の販売事業の準備を開始することとしました。縫製工場のうち、中国資本のB社は、華東地区の主要都市で一定の販売網を有しており、まずは、B社で製造した当社ブランドの製品をB社の販売網を通じて販売し、1~3年程度の状況を見て、当社単独又はB社と合併で当社ブランド製品の販売会社を設立することを予定しています。

B社の販売網を通じて販売する期間において、当社はB社からブランド使用料、デザイン料及び販売支援料等の支払を受けることをようやくB社と合意することができました。製品の表示や広告について、当社は、当社の規格・仕様による製品であること、当社の品質標準に基づき製造し、品質管理を実施していることを明記して、できる限り当社のブランドを中国に浸透させていきたいと考えています。この点について、B社からは、使用する商標が当社の商標であることの表記は問題がないが、当社のデザインによる製品であることや当社の品質標準に基づき製造されたことを表記することは中国の法律に違反しできないとの回答を得ています。中国において、上記のような表示をすることはできないのでしょうか？

A: おそらく、本ケースにおいてB社は、アパレル製品の製品標識・表示の強制規範の理解を前提に、A社の要請に難色を示しているのではないかと思います。A社の規格・仕様の製品への表記の要請については、B社はアパレル製品の寸法、サイズ規格等に関する型番及び規格の表示と考えており、仮にA社が「A社の設計・デザインに基づき製造されたものである」ことの表記を要請しているのであれば、A社の認識とB社の認識との間に相違がある可能性があり、まずは、この相違を調整する必要がありそうです。また、A社の品質標準に関する表記については、これをB社が実際に実行した製品の安全技術標準や製造標準である執行標準として標識中に表示することは、B社が指摘するように法に違反するおそれがあり、この点については、中国の関連する強制規範をB社が遵守し、これに関連する標識・表示を行うことを前提として、例えば、製品の説明資料中に、当該製品が「中国の適用標準を満たすとともに、A社の品質標準を厳格に遵守して製造・品質管理を実施した製品である」ことを記載する等、A社の所期の目的であるA社のブランドを中国市場において浸透させていくために、製品の説明資料や広告資料にどのような内容を記載していくか等を検討していく必要があります。

1 中国における製品標識・標示に関する規制

中国の製品標識・表示については、「製品品質法」第27条が標識(製品並びにその品質、数量、特徴及び使用方法を識別するためになされる各種の表示の総称)として真実の内容を記載すべき事項、即

ち、製品品質の検査合格証明、製品名称並びに生産工場の工場名称及び住所等を定めています。また、同法に基づき制定された「製品標識表示規定」は、上記の標識として記載すべき事項を更に詳細に定めています。

本ケースとの関係では、「製品標識表示規定」第 11 条が「国内生産かつ国内において販売する製品については、企業が執行する国家標準、業界標準、地方標準又は届出登録された企業標準の番号を明記しなければならない。」と規定し、同規定第 14 条が「製品の特長及び使用要求に応じて製品に明示すべき規格、等級、数量、純含有量、含有主要成分の名称及び含有量並びにその他の技術要求がある場合には、これを相応に明示しなければならない。」と規定していることに留意を要します。

上記の「届出登録された企業標準」とは、企業が生産する製品について国家標準、業界標準又は地方標準がない場合に企業が制定して生産及び取引の根拠とし、企業が制定した標準を標準化主管部門に提出してその審査を経て届け出て登記をするものです(「企業製品標準管理規定」第 3 条、第 18 条等)。

2 標識・表示に関する国家標準

また、本ケースのようなアパレル製品のような消費品については、上記の法規範のみでなく、使用説明(通常、使用説明書、ラベル、標示等の形式で表示される使用者に対してどのように正確に、安全に製品を使用するかといった情報を伝達する手段をいいます。)について、国家標準が制定され、これが適用される場合があります。本ケースは、アパレル製品が取引の目的物とされており、その具体的な製品の種類は不明ですが、いわゆる生地等の再加工を予定する紡績品(textiles)や服装(apparel)に該当するものであれば、「消費品使用説明 紡績品及び服装使用説明」(GB5296.4-1998)が適用されます。当該説明は、いわゆる GB、強制性国家標準コードとして強行性を有し、これに反した場合には「標準化法」第 20 条等に基づき違法所得の没収、罰金等の行政処罰を科される法的外れがあります。「使用説明」は、「製品標識表示規定」第 2 条で定義される「標識」の概念に含まれる「使用方法」等の記載(又は記載した物)です。「使用説明」は、製品の本体又は包装上に表示する必要がない(「使用説明書」等として製品パッケージ中に同梱等すればよい)とされています(同規定第 5 条第 1 項)、製品の標識の一部を構成します。

上記の国家標準は、「製品の型番及び規格について、アパレル製品は GB/T1335.1~1335.3 の要求に従いアパレルの型番を明記しなければならない。」と規定し、また、製品標準番号として「執行する製品の国家標準、業界標準又は企業標準の番号を明記しなければならない。」と規定しています。

3 本ケースにおける検討

本ケースでは、中国で生産され、かつ、中国国内で販売されるアパレル製品の標識・表示が問題となっています。前記のように、当該製品の標識・表示については、「製品品質法」及び「製品標識表示規定」のほか、「消費品使用説明 紡績品及び服装使用説明」(GB5296.4-1998)が「標準化法」を通じて強行的な規範として適用される法的状況にあると推測されます。

A 社の当該製品に関する標識・表示に関する要請について考察すると、次の点に留意を要します。

- (1) A 社の規格・仕様の製品への表記については、その製造者である B 社は、GB/T1335.1~1335.3 の要求に従いアパレルの型番等を明記しなければならないのではないかと?

この点、GB/T1335.1~1335.3 は、アパレル製品の適用身長、胸囲、腰回り等及びこれらの組合せの寸法、サイズ規格等に関する型番等の表示に関する規範であり、そもそも GB/T、即ち、推薦性国家標準コードとして定められているものです。しかし、前記の「消費品使用説明 紡績品及び服装使用説明」(GB5296.4-1998)は強制性国家標準コードであり、この内容に引用されることにより、GB/T1335.1~1335.3 が強制規範として、中国で販売されるアパレル製品の型番及び規格に関して適用される標準となると考えることができます。

A 社の要請が具体的に何を意図しているか必ずしも明確ではないように思われるのですが、仮に A 社が上記の意味での寸法、サイズ規格等に関する型番等の表示を A 社指定の型番等で記載することを要請するものであり、これが中国の上記の強制規範に反するものであれば、これを製品標識として表示することは法に反するという結論になりそうです。他方で、A 社の要請が単に製品が A 社の設計・デザインにより製造されたものであることを示すにとどまり、これがアパレル製品の設計・デザイン又は製造に関する中国における強制性国家標準コードと矛盾するものでないのであれば、その説明表記は当該強制性国家標準コードや標識に関する強制規範に抵触しないと考

ることができます。

- (2) A社の品質標準を製造・品質管理の基準としている旨の表記については、外国企業の標準を当該製品の執行標準として表記することはできず、執行する製品の国家標準又は業界標準を表記し、仮にこれらが存在しない製品類型に該当する場合には、B社が届出登録した企業標準の番号を明記しなければならないのではないかと？

この点、企業標準は、国家標準、業界標準等がない場合（及び法的にはこれらの標準を超える厳しい標準を企業が独自に執行する場合）に、中国で生産活動を行う企業が、当該企業自身の生産及び取引の根拠とするものです（「企業製品標準管理規定」第3条等）。従って、法は、企業が自ら生産する製品について、上記の状況がある場合に、自ら企業標準を制定して審査を受けた上で、届出をし、企業標準番号を得てこれを自己の製品に表示することを予定しています。本ケースにおいて外国企業であるA社はそもそも中国において上記の企業標準の申請主体となることができず、また、製品の製造者又は販売者となる者でもないため、A社自身の標準（企業標準）を当該製品の執行標準として製品に表示することはできないと考えるべきです。

おそらく、本ケースにおいてB社は、上記の製品標識の強制規範の理解を前提に、A社の要請に難色を示しているのではないかと思います。A社の規格・仕様の製品への記載の要請については、A社の認識とB社の認識との間に相違がある可能性があり、この点、双方の認識を適正化することを要する場合もあると思われます。他方で、品質標準の要請については、中国に製品の強制規範として安全（技術）標準や製造標準がある場合にはB社はこれを遵守する法的義務があります。仮に上記の標準が推奨規範である場合にも、その製品は検査機関又は製造者による検査を受け、製品等級格付けに応じた品質検査合格証明を表示する必要があり、当該推奨規範がその際の規範とされるので、こうした標準について、A社の独自の品質標準を製品の執行標準を示す標識として表示することを要請することは適当でないと思われます。

他方で、以上の説明は、中国の標識・表示等にかかわる強制規範を前提に、製品の標識・表示をどのようにすべきかを検討したものです。当該強制規範の遵守を前提として、例えば、製品の説明資料中に、当該製品が「A社の設計・デザインに基づき製造されたものである」こと、や「中国の適用標準を満たすとともに、A社の品質標準を厳格に遵守して製造・品質管理を実施した製品である」ことを記載することを禁ずるものではありません。本ケースでは、まずは、A社が、中国国内で製造・販売されるアパレル製品に対して適用される安全（技術）標準や製造標準及び標識・表示に関する法規及び標準を整理してその適用関係を理解した上で、A社の所期の目的であるA社のブランドを中国市場において浸透させていくために、製品の説明資料や広告資料にどのような内容を記載していくか、及び上記の規範の適用関係を前提として製品の標識・表示として可能な記載があるのか等を検討していく必要があります。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

第3四半期のGDP成長率 前年同期比7.4%増

国家統計局の18日の発表によると、2012年第3四半期(7-9月)のGDP成長率は前年同期比+7.4%と、前期から0.2ポイント下落し、7四半期連続の減速となった。但し、1-9月では前年同期比+7.7%となっており、政府の通年目標である+7.5%を上回っている。1-9月の固定資産投資は前年同期比+20.5%と前期に続き二桁台の増加となった。9月の工業生産(付加価値ベース)は前年同月比+9.2%と、前月の同+8.9%から小幅に上昇。社会消費財小売総額は前月より1.0ポイント上昇の同+14.2%。9月の輸出は同+9.9%の1,863.5億米ドルと、前月の+2.7%から大幅に伸びた。また、輸入も前月の同-2.6%から回復して前年同月比+2.4%となった。同局の局長は、記者会見で、9月の経済指標から見て、足元の経済運営が安定していることは明らかであり、今後の動向については、1-9月の新規プロジェクトの計画総投資額が前年同期比+25.7%と大幅に増加しており、固定資産投資の増勢が続くと見られること、季節要因による輸出増が見込まれること等から、第4四半期の中国経済は安定的に上向き可能性が高いとの認識を示した。また、商務部の19日の発表によると、9月の対内直接投資(実行ベース)は、前年同月比6.8%減少して84.3億米ドルとなり、4ヶ月連続で前年比下回り、新規に設立された外資企業数も同6.4%減少の2,248社だった。投資額の1-9月の累計では、前年同期比3.8%の834.2億米ドルで、投資国・地域別では、EU連合からは同6.3%(48.3億米ドル)、米国からは同0.6%(23.7億米ドル)と減少したものの、日本からは同+17.0%(56.2億米ドル)と大幅に増加した。

<9月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
国内総生産GDP*	(億円)	- 7.4
固定資産投資(除く農村企業投資)**	(億円)	256,933 20.5
第一次産業	(億円)	6,545 32.2
第二次産業	(億円)	113,662 22.4
第三次産業	(億円)	136,725 19.4
民間固定資産投資**	(億円)	159,412 25.1
工業生産(付加価値ベース)***	-	- 9.2
社会消費財小売総額	(億円)	18,227 14.2
消費者物価上昇率(CPI)	-	- 1.9
工業生産者出荷価格(PPI)	-	- ▲3.6
工業生産者購買価格	-	- ▲4.1
輸出	(億ドル)	1,863.5 9.9
輸入	(億ドル)	1,586.8 2.4
貿易収支	(億ドル)	276.7 -
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル)	84.3 ▲6.8

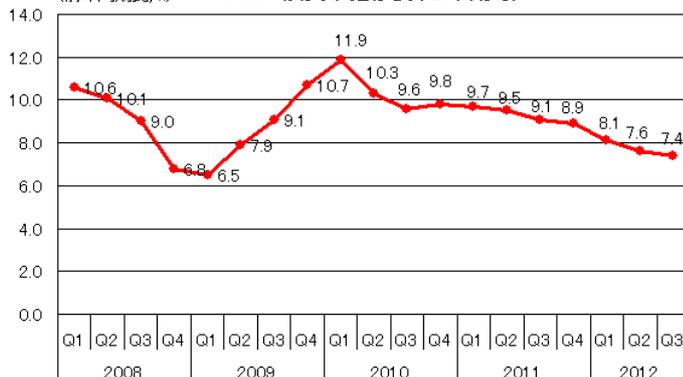
*: 7~9月(第3四半期)

** : 1~9月の累計ベース。

***: 独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所: 国家統計局等の公表データ)

(前年同期比, %) <GDP成長率推移表(四半期毎)>



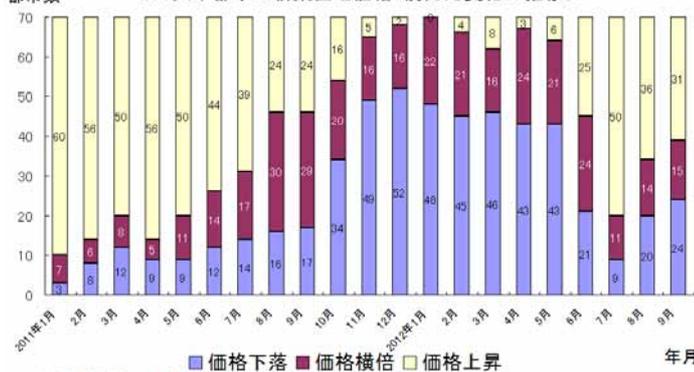
(出所: 統計局の公表データ)

【産業】

9月の70大中都市の住宅価格 31都市で前月比上昇

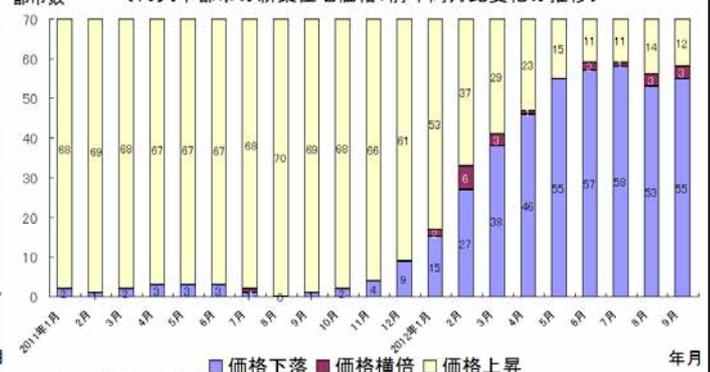
国家統計局は18日、9月の70大中都市の不動産価格指数を発表した。新築商品住宅で価格が前月比上昇した都市は70都市中31都市となり、前月の36都市から減少した。価格が最も上昇した都市は、広東省の広州市・韶関市、寧夏回族自治区の銀川市だったが、いずれも上昇幅は0.4%と小幅に留まっている。北京市、大連市、深圳市は0.1%の上昇、上海市、天津市は横ばいだった。また、対前年同月比で上昇した都市数は12都市で、前月の14都市より2都市減少した。なお、中古住宅価格が上昇した都市数は、前月比で35都市(8月は38都市)、前年同月比で13都市(8月は10都市)となっている。

都市数 <70大中都市の新築住宅価格: 前月比変化の推移>



(出所: 統計局の公表データ)

都市数 <70大中都市の新築住宅価格: 前年同月比変化の推移>



(出所: 統計局の公表データ)

新工ネ車と動力電池の技術革新に向け財政支援

財政部、工業情報化部、科学技術部の3部署は15日、『新工ネ車産業技術革新の財政奨励資金管理暫定弁法』を公布し、新工ネ車の技術革新と産業化の促進に向け、新工ネ車（純電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車、燃料電池車を含む）の組立て生産、動力電池の製造企業に奨励金を支給することを明らかにした。奨励金支給の対象となる企業は、完成車メーカーについては、新工ネ車の集約的な設計及び持続的な開発力を有すること、売り上げに対する研究開発費が一定の比率を下回らないこと、動力電池メーカーについては、コア技術を持ち、高い研究開発力・生産力・アフターサービス力を有すること、電池単体の知的財産権を保有していることが条件となる。奨励金は、事業開始後に全体の40%、中間評価の実施後に50%、事業が終了し且つ検査に合格した後に残りの10%を支払うとしている。但し、事業の進捗に遅れが生じている場合には、状況に応じて支給時期を延ばす、或いは支給を停止する、また、当初の目標を達成できなかった場合は奨励金を減額するとしている。中国では、新工ネ車産業を7大戦略的産業の一つに位置づけており、4月には国務院が省エネ・新工ネ車の普及に向けた『省エネ・新工ネエネルギー車産業発展計画（2012-2020年）』を公布し、新工ネエネルギー車、動力電池及びコア部品の技術を世界先進水準まで引き上げるとの目標を掲げている。

9月の電力消費量 前年同期比+2.9%に鈍化

中国国家エネルギー局の17日の発表によると、9月の全国電力消費量は4,051億キロワット時で、伸び率は8月の前年同期比+3.6%から同+2.9%に鈍化した。産業別の伸び率を見ると、第一次産業が同+3.4%と前月の同2.0%から回復した一方、第二次産業・第三次産業は同+1.0%、同+8.4%と、前月の同+1.2%、同+10.9%から共に鈍化した。また、1-9月の累計も前年同期比+4.8%（3兆6,882億キロワット時）と、前月の同+5.1%から減少している。

人民元の動き

日付	USD			JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比	指数	前日比
2012.10.15	6.2583	6.2580~6.2785	6.2707	0.0035	7.9762	-0.0088	0.80885	0.0004	8.1241	-0.0019	2.0500	2197.91	-6.49
2012.10.16	6.2690	6.2618~6.2756	6.2640	-0.0067	7.9453	-0.0309	0.80818	-0.0007	8.1416	0.0175	2.8000	2197.98	0.07
2012.10.17	6.2550	6.2525~6.2585	6.2545	-0.0095	7.9415	-0.0038	0.80680	-0.0014	8.1986	0.0570	3.0000	2205.14	7.16
2012.10.18	6.2560	6.2446~6.2571	6.2503	-0.0042	7.8979	-0.0436	0.80639	-0.0004	8.1848	-0.0138	2.6900	2232.48	27.34
2012.10.19	6.2482	6.2482~6.2595	6.2538	0.0035	7.8810	-0.0169	0.80679	0.0004	8.1618	-0.0230	2.7000	2228.94	-3.54

（資料）中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

今週の中国人民元は、対ドル基準値が6月中旬以来となる元高水準へ設定されたこともあり、日中取引においても連日じり高に推移。18日には対ドルで6.2446を記録し、2005年7月に実質的な切り上げを実施して以来の高値を更新した。中国当局は名目実効相場をみた人民元相場の安定を図る姿勢を強めているとみられる。今週も、ユーロドル相場が底堅く推移したため、対ユーロでの人民元安の分、対ドルでは人民元高を容認する余裕が出たとみることができよう。なお、国慶節の連休前後にみられた人民元需要の高まりは沈静化しており、一時は5%付近まで上昇していた7日物レポレートは2%台後半まで低下している。

経済情勢をみると、18日には第3四半期実質GDPの伸び率が発表され、前年比プラス7.4%と、7四半期連続で鈍化した。ただ、ここまで発表された9月の経済指標は概ね市場予想を上回り、改善の兆しも伺える。特に、貿易統計では輸出額が1863.5億ドルと前年同月比でみて9.9%増加。これは市場予想を大幅に上回っただけではなく、単月としては過去最高額となる。また、鋳工業生産や小売売上高の伸びも前月を上回った。温家宝首相も第3四半期の経済情勢について「概ね良いもの」と言及。さらに「中国経済の成長ペースはすでに安定化し一部では望ましい変化が起こっており、各政策の徹底により景気回復の基盤は一層強固なものになる」との考えを示している。もっとも、先月加速したインフレ率は食品価格の伸び率鈍化を反映し、2年半ぶりとなる低水準に留まった。経済の先行き不透明感は未だに根強いと言える。こうした中、本日のトピックスにて指摘の通り、ここからの人民元の対ドルでみた続伸は、名目実行相場においても、年初と比べた人民元高の領域に入る。来週も、ユーロドルが続伸すると、人民元が対ドルで一段高となる可能性があるとも言えるが、徐々に上値余地は限られるとみている。

（10月19日作成）（市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。